

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（栃木県）

1 期間 平成30年度第4四半期（1月～3月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	8	毎週	41	全市町 (25)
果実類	0	毎週	0	全市町 (25)
きのこ・山菜類	21	毎週	208	全市町 (25)
畜産物	4	牛肉：全頭検査 豚肉、鶏肉、羊肉		
野生鳥獣肉	2	イノシシ：那珂川町イノシシ肉加工 施設における全頭検査 イノシシ：各市町1～3検体 シカ：各市町1～3検体		
乳	1	1回	0	CS等で検査
穀類・豆類	1	毎週	1	全市町 (25)
内水面魚種	7	毎週	捕獲具合に よる	・水系単位 ・養殖場ごと
小計	44		250以上	
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	5以上	毎月	5以上	
計	49以上		255以上	—

分類	品目名	検査数	1月	2月	3月	市町等
果菜類 ナス科の	トマト	8	3	2	3	宇都宮市、矢板市、さくら市、高根沢町、那須烏山市、那珂川町、大田原市、那須塩原市
	なす	2			2	野木町、佐野市
果菜類 ウリ科の	きゅうり	5	1	2	2	宇都宮市、野木町、那須烏山市、那珂川町、大田原市
葉球非 菜性結	ほうれんそう	7		1	6	宇都宮市、矢板市、さくら市、高根沢町、大田原市、那須塩原市、那須町
ネギ 類属 野菜	にら	9	3	1	5	宇都宮市、矢板市、さくら市、高根沢町、那須烏山市、那珂川町、大田原市、那須塩原市、足利市
	ねぎ	6		3	3	宇都宮市、矢板市、さくら市、高根沢町、大田原市、那須塩原市
山菜類	さんしょう	1		1		那須町
	たらふく	3			3	鹿沼市、益子町、足利市
	わらび	1	1			大田原市
フハ 類	食用月桂樹	3			3	さくら市、塩谷町、高根沢町
根菜類	ごぼう	1	1			鹿沼市
穀類	大豆	1	1			足利市
畜産物	原乳					
	合計	47	10	10	27	

(注) 作物の生育状況等により、実際の検査は計画どおりとならない場合があります。

(注) 各JAの管轄する市町は、以下のとおりです。

- JAなすの: 那須町、那須塩原市、大田原市
- JALおのや: 矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
- JAなす南: 那須烏山市、那珂川町
- JAかみつが: 鹿沼市、日光市、栃木市(西方)
- JAうつのみや: 宇都宮市、上三川町、下野市(南河内)
- JAはが野: 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
- JALもつけ: 栃木市、壬生町、岩舟町
- JAおやま: 下野市、小山市、野木町
- JA佐野: 佐野市
- JA足利: 足利市

分類	品目名	検査数		1月	2月	3月	市町等
		品目計	市町数				
特用林産物 (きのこ・山菜類)	原木シイタケ(露地)	70	14	2	2	66	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、さくら市、那須烏山市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町
	原木シイタケ(施設)	77	15	27	19	31	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	菌床シイタケ	5	5	2		3	宇都宮市、佐野市、さくら市、茂木町、高根沢町
	菌床ナメコ	3	3		2	1	宇都宮市、茂木町、高根沢町
	菌床マイタケ	2	2		2		栃木市、高根沢町
	菌床ブナシメジ	1	1		1		宇都宮市
	菌床ヒラタケ	2	2		1	1	宇都宮市、高根沢町
	菌床エリンギ	1	1		1		宇都宮市
	菌床タモギタケ	1	1		1		宇都宮市
	菌床ヒマラヤヒラタケ	1	1		1		宇都宮市
	ワサビ(栽培)	5	5		1	4	宇都宮市、鹿沼市、矢板市、那須塩原市、那須町
	たけのこ	8	7			8	宇都宮市、栃木市、真岡市、那須烏山市、益子町、市貝町、那珂川町
	わらび(野生)	1	1			1	壬生町
	ふきのとう(野生)	7	6	1	2	4	鹿沼市、日光市(旧今市市)、日光市(旧栗山村)、芳賀町、矢板市、高根沢町
	クレソン(野生)	2	2			2	栃木市、大田原市
	くさそてつ(こごみ)(野生)	2	2			2	宇都宮市、壬生町
	よもぎ(野生)	6	6	1		5	栃木市、鹿沼市、さくら市、益子町、芳賀町、壬生町
せり(野生)	9	8	2	1	6	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市(旧塩原町)、芳賀町	
合計	203	82	35	34	134		

分類	品目名	検査対象魚種	検査対象地域	検査頻度等
水産物 (内水面魚種)	天然	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業権の範囲、水系、100Bq/kg超過地点(解禁延期要請区域、出荷制限解除後の区域)等を考慮し、検査水域を設定</li> <li>・週1回を原則に、採れ具合に応じて検査</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各品目群の中から代表的な魚種を選定して検査 [検査予定魚種] ヤマメ、イワナ、サクラマス、ニジマス、ヒメマス、ブラウントラウト、ウグイ</li> </ul>

分類	品目名	検査対象鳥獣	検査対象地域	検査頻度等
野生鳥獣肉	イノシシ	那珂川町加工施設で処理されるイノシシ肉	全頭検査	出荷制限の一部解除の条件となる「出荷・検査方針」に基づく検査